

# 広島県大学吹奏楽連盟設立に向けて

平成20年8月3日

広島県吹奏楽連盟 理事（大学部門）  
広島大学吹奏楽団 団長  
渡邊 太郎

## 1) 設立目的

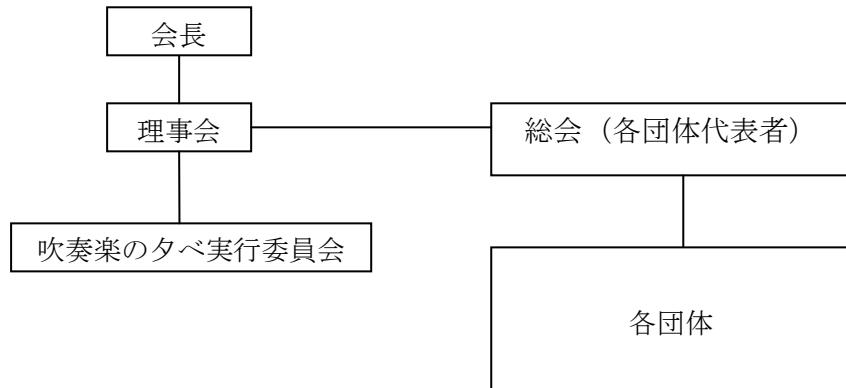
### ○広島県吹奏楽連盟からの要望

小学校・中学校・高等学校・一般部門にはそれぞれ下部組織としての連盟があるが、大学部門はない。毎年大学部門の理事が変わるため、県吹連事務局がそれぞれの団体と連絡を取りたいときに時間がかかる、場合によっては連絡が取れない。そういう事態を防ぐため、連盟を発足し事務局をどこかの大学におくことで、確実に連絡が取れるという状態を作る。

### ○広島県内の大学吹奏楽の交流・発展

今まで県内の大学吹奏楽団・部がそれぞれ交流する機会が少なかった。連盟を発足することで、吹奏楽のタペの発展や新規事業（指導者セミナーや合同合宿など）を協議する場を作ることができる。

## 2) 組織図



### 3) 広島県大学吹奏楽連盟規約（案）

-----  
第1条 本連盟は広島県大学吹奏楽連盟と称する。  
-----

第2条 本連盟は広島県下の大学の吹奏楽団体をもって組織する。  
-----

第3条 本連盟は、加盟大学間の交流を深めると共に、吹奏楽の普及発展を図り、地方文化の向上に寄与することを目的とする。  
-----

第4条 本連盟に、次の役員を置く。

- ・会長… 1名
- ・理事長（兼 広島県吹奏楽連盟理事）… 1名
- ・副理事長（兼 広島県吹奏楽連盟理事）… 1名
- ・理事（吹奏楽のタペ担当）… 1名      ・理事（書記担当）… 1名
- ・理事（会計担当）… 1名                ・理事（広報担当）… 1名
- ・監査… 2名

尚、役員の選出は総会で行う。

-----  
第5条 役員の任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。  
-----

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長：本連盟を代表する。
  - (2) 理事長：本連盟を総括し、連盟の運営を図る。また、事務局業務の責任者として任務を遂行する。
  - (3) 副理事長：理事長の任務を補佐し、理事長不在の場合は、その任務を代行する。
  - (4) 理事（吹奏楽のタペ担当）：吹奏楽のタペ実行委員会を統括・運営する。
  - (5) 理事（書記担当）：理事会などにおける議事録を作成する。
  - (6) 理事（会計担当）：本連盟の収支を一切管理する。
  - (7) 理事（広報担当）：連盟のホームページを管理・運営する。
  - (8) 監査：会計を監査する。
-

第7条 本連盟は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 吹奏楽の夕べの主催
  - (2) 各団体の演奏会の賛助
  - (3) 広島県吹奏楽連盟が主催する行事への参加
  - (4) その他必要な事業
- 

第8条 本連盟に総会を置く。

総会は、各加盟団体の代表者をもって組織される。この会は理事長が招集し、次の事項を扱う。

- (1) 役員の選出
  - (2) 規約改正の承認
  - (3) 予算・決算の承認
  - (4) その他必要事項の協議・決定
- 

第9条 本連盟に理事会を置く。

1. 理事会は第4条の役員（会長を除く）により構成される。
  2. 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。この会は理事長が招集し、次の事項を扱う。
    - (1) 予算・決算の協議
    - (2) 本連盟の実施する事業原案作成
    - (3) 事業計画、その他必要事項
- 

第10条 原則として、理事の任期は1年とする。

---

第11条 本連盟の経費は原則として、連盟費をもってあて、連盟費の決定は、理事会の協議、及び総会での承認を必要とする。尚、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

---

第12条 本連盟の規約は総会の三分の二以上の承認を得て改正することが出来る。

---

第13条 本連盟の事務局は、理事会が指定した所に置く。

---

第14条 本規約を遂行するために、別途細則を設ける。